

# 保険料率一覧（東京都・2025年4月～）

		合 計	うち 事業主負担分	うち 労働者負担分
労災保険料率		欄外注参照	全額 事業主負担	なし
雇用保険 料率	一般の事業	1.45%	0.9%	0.55%
	農林水産・清酒製造の 事業※1	1.65%	1.0%	0.65%
	建設の事業	1.75%	1.1%	0.65%
健康保険 料率※2	下記以外	〔 9.91% 〕	労使折半	
	介護保険 第2号被保険者 (40歳から64歳)	〔 11.50% ※3 〕	労使折半	
厚生年金保険料率		18.3%※4	労使折半	
子ども・子育て拠出金		0.36%	全額 事業主負担	なし

注) 令和7年度の労災保険率（令和6年度から変更ありません）

[https://www.mhlw.go.jp/content/rouсайhokenritu\\_r05.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/rouсайhokenritu_r05.pdf)

- ※1 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については、一般の事業の率が適用される。
- ※2 健康保険組合ごと、協会けんぽの場合は都道府県ごとに異なる。上表では、協会けんぽの東京都の保険料率を掲載している。
- ※3 介護保険料率1.59%を含む。
- ※4 厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となる。